

一町の人口

昭和45年2月1日現在  
 住民台帳人口35,007人

内	{男	18,714人
	{女	19,293人
世帯数		11,367戸
	(増)	345人
1月中	(減)	281人



1970.2.10.

No. 98

発行所 福生町役場  
 発行兼 企画調査室  
 編集人  
 電話51-1511・内線221



「ぼくらはもうすぐ一年生。」

春を待つ新入学児の健康検査

1月23日、今年の春小学校へ入学するみなさんの簡単なテストと身体検査が各小学校でおこなわれました。あいつく寒波のためきびしい寒さの続く毎日ですが、春の入学を待っみなさんはとても元気です。「今日はだれと来ましたか」「左の眼はどれですか」「この○と△をはさみで切り取ってください」など簡単なテストもみんなはきはきと答え、もう一年生に入学したようです。

身体検査も病弱の人もなくみんな立派な体格でした。

なお、今年は昨年より60名多くみんなで 667名のみなさんが小学校に入学します。

# みんなで助けあう交通災害共済

## 昭和45年度分を3月1日から受付

福生町の交通事故は、福生警察署管内でも一番多くなっています。幸いながら、被害者や家族を除く、市民の一人ひとりにまで、大きな損害を及ぼすことなく、済ませることができ、生活に支障をきたさず、交通災害共済の力をかりたいとお考えの方は、ぜひお申し込みください。

### 激増する見舞金受給者

この制度は昭和43年から実施しておりますが昭和44年度の事故率をみますと、まだ年度の途中ですが加入町村全体で加入者二八六人が一人が受給しているのに対し、福生町では一七五人に一人が受給しております。

この数字はいかに福生町住民が交通災害共済に加入する必要があるかを示しております。

なお、現在の交通状況をみますと今年に入ってまだ一月が終ったばかりというのにすでに町内の事故は死亡事故二件を含む一〇二件が発生しており一日に三件から四件の事故が町内のどこかで発生しております。

### 加入できる人

福生町に住民登録、または、外国人登録をしている人

### 共済加入金(掛金)

大人 年額 二五〇円  
中学生以下 年額 一〇〇円

なお、年度の途中で申し込まれた場合でも掛金はかわりません。

### 共済期間

昭和45年4月1日から翌年3月31日まで、年度の途中で申し込まれた場合は、申し込まれた日の翌日からその効力が発生いたします。

### 見舞金の内容

死亡見舞金  
死亡の場合……………50万円  
全治一年以上の場合…15万円  
全治六月以上の場合…10万円  
全治三月以上の場合…5万円  
全治一月以上の場合…2万円

による事故、または、天災による交通事故には見舞金を支給いたしません。

### 加入申込期間

加入の申し込みは、3月1日から3月31日まで役場総務課交通災害係または、各町会長さんが受付けております。なお、昭和45年4月1日から翌年3月31日までの間は、役場住民課窓口で取扱います。

### 加入の手続き

加入手続きを簡単にするため各町会長さんにお取扱いいたします。加入される人は、各世帯ごとに「東京都町村交通災害共済加入申込書(予約)」に加入者名その他を記入のうえ、現金を添えて町会長さんへ申し込んでください。なお、生活保護家庭は申込みの必要はありません。各町会のお取扱期間は、つぎのとおりです。

3月1日から3月31日までの間  
取扱う町会  
熊川団地、南、内出、武蔵野  
鍋一、鍋二、富士見台、福栄  
熊牛、牛一、牛二、原ヶ谷戸  
志茂一、志茂二、

3月16日から3月31日までの間  
取扱う町会  
永田、長沢一、長沢二、加美  
一、加美二、本町一、二、三  
中央、本町六、七、八  
加美平団地は、3月17日、18日

の二日間、午前10時から午後3時まで加美平団地集会所で出張受付いたします。

なお、町会長さんへの申込みは、早めにお願いたします。

### 見舞金の請求方法

見舞金の請求については、つぎの区分にしたがって役場総務課交通災害係へ請求してください。

共済見舞金  
提出する書類

- 一、共済見舞金請求書
- 二、交通事故証明書
- 三、診断書
- 四、死亡した場合その証明持参するもの
- 一、加入者証
- 二、印鑑
- 三、身体障害者見舞金提出する書類
- 一、身体障害者見舞金請求書
- 二、診断書
- 三、持参するもの
- 一、加入者証
- 二、身体障害者手帳
- 三、印鑑

### その他

見舞金の請求期間は、交通事故が発生した月から二年以内となっております。

この交通災害共済制度についての問い合わせは、役場総務課交通災害係へご連絡ください。

電話 五一―一五一  
内線 二二三

# 所得の申告は忘れずに

## 2月16日から3月16日まで受付

みなさん、今年も所得税、個人事業税、住民税の申告をしていたときがきました。

前年中(昭和44年1月から12月まで)に所得のあった人は、各々忘れずに該当する申告書を申告期間中に必ず提出してください。

### 申告期間

2月16日～3月16日まで

### 所得税の確定申告

所得税は税務署へ申告し納税する税金で、商業などを営む人や貸家などのある人また給与所得者のうち給与支給の際所得税の源泉徴収をされていない人などで、前年中の所得の合計額から所得控除の合計額を差引きなお所得金額に残留のある人は、所得税の確定申告書を提出してください。

なお、年の途中で収入がなくなくなり、確定申告をすれば所得税が還付される人は、はやめに確定申告をしてください。

### 個人事業税

事務所または事業所々在地の都道府県に申告するもので、第一種事業、第二種事業、第三種事業を営む個人で所得税の確定申告をする人は、事業税の申告書を提出す

る必要はありませんが、所得税の申告義務がなくても個人事業税の申告義務のある人は、西多摩事務所へ申告してください。

### 個人の住民税

これは町民税と郡民税を合せて賦課徴収する税金で、つぎに該当する人は必ず役場へ申告書を提出してください。

### 住民税の申告をしなればならない人

昭和45年1月1日現在、福生町の住民基本台帳に記載されている人または住民基本台帳に記載されていないけれども1月1日現在福生町に住んでいる人で、つぎの条件の人

- 一、商工業、農業を営んでいる人や地代、家賃、配当など昭和44年中に所得のあった人で所得税の確定申告をしなくてもよい人は、所得金額の多少に関係なく役場へ申告書を提出してください。
- 二、給与所得者でつぎのような人は申告してください。
  - (1) 勤務先から給与支払報告書が提出されない人
  - (2) 給与所得のほかに農業、

地代、家賃、配当など給与所得以外の所得がある人または二ヶ所以上の事業所等から給与の支払を受けている人で所得税の確定申告をしない人

(3) 青色事業専従者は昨年から完全給与制になり、一月末日までに給与支払報告書を役場へ提出するところになっていますが、まだ提出していない人は期間中に必ず申告してください。

(4) 雑損控除、医療費控除を受けようとする人で、所得税の確定申告をしない人は申告しなければ控除を受けることはできません。

(5) 家事手伝などで給与所得について源泉徴収を受けなかった人。

住民税の申告をしなくてもよい人

(1) 所得税の確定申告をした人

(2) 給与所得だけで勤務先から給与支払報告書の提出があった人。この場合報告もれのないよう勤務先または役場でおたしかめください。

等の不動産を譲渡した場合、いままでは他の所得と合算して譲渡所得の確定申告を行なっていたが、昭和44年の法律改正に伴い、昭和44年中の譲渡所得の申告は、総合課税と(い)ままでおり他の所得と合算して計算する)か分離課税(他の所得と合算しないで譲渡所得だけで計算する方法)かどちらか有利な方法を選択して申告することができます。

ただし、この方法は昭和44年分だけで、昭和45年分からは昭和50年分までの譲渡所得についてはすべて分離課税の方法により申告することになります。

なお、譲渡所得のある人は、いずれの場合も必ず確定申告をしてください。

申告書の送付

確定申告書は1月いっぱい、住民税の申告書は2月10日頃までに個人宛に郵送いたします。

なお、該当者が申告書が届かない人は、税務署または役場税務課へ早目にご連絡ください。

三税の共同受付をご利用ください

日時 3月9日 午前9時から午後3時まで

場所 福生町役場二階会議室

## 指名参加願についてお知らせ

今年の4月1日から一年間、福生町が発注する工事の請負、設計測量等の委託、修繕の請負及び物品の買入れなど、指名参加願をつぎにより受付けておりますので、希望者は期日までに提出してください。

- 1、受付期間 2月2日から3月31日まで
- 2、受付場所 福生町役場総務課 管財係
- 3、参加願の様式その他 東京都に準ずる

## 渋谷綾子さんが

### 道路情報モニターに

東京都では道路管理の万全を図るため、新しく道路情報モニターを設置することになりました。

福生関係ではつぎの方が東京都建設局長から道路情報モニターとして委嘱を受けて既に活躍しております。そこで、みなさんの周囲で落石や土砂くずれなど道路の異状事態を発見したり、聞いたりした場合には、もよりの情報モニターに対してお知らせくださるようご協力をお願いいたします。

福生町 渋谷 綾子

電話 04251511

1006

# 防火態勢に意気あらた

## 福生町消防団出初式

新春恒例の出初式が一月十一日第五小学校々庭でおこなわれました。消防団長の訓辞のあと、二一

一名の団員は指揮者の号令のもとに分列行進、ポンプ操法訓練、一斉放水、泡沫液を使用しての油性火災消火訓練などきびきびと実施し、優秀な福生町消防団の力を見せてくれました。

なお、町の消防のために尽力さ



分列行進する団員の勇姿

れたつぎの方々が団長から表彰されました。

### 表彰者(敬称略)

#### 35年勤続功労章

設楽五一

#### 15年勤続功労章

石川泰一、村野要作、上野清

#### 10年勤続功労章

石川俊雄、石川和良、木村久

雄、小林登、森田勝夫、小林

昭、天野治雄、渡辺治爾、清

水雅則、細谷唯一、清水信作

久、磯村一、野口秀世、木谷利

治男、川島静雄、松永忠男、森

田崎弘男、高橋俊三、石上全

志、笹本重男、森田安明、森

田美雄、村尾達、細谷忠作、

清水孝夫、村野末男、深沢修

#### 優異章

野島宗夫、小林 登、清水信

作、森田治男、笹本重男

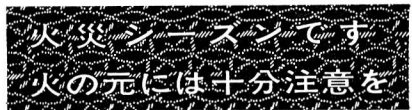
#### 精勤章

竹田博行、菅沼勝利、宇佐美

清、渡辺嘉蔵、西川基一、森

田忠雄、清田正勝、志村隆、

秋山 彬、鈴木暉一郎



異常乾燥が続き火災が発生しやすくなっており、火災で尊い生命や大切な財産を失わないよう火の取り扱いについては十分注意いたしましょう。

### 生活の中に防火の習慣

安全な正しい使い方

▼ 出るとき、寝るときはもう一度火の元をたしかめよう。  
▼ たばこの投げすてと寝たはこの防止  
▼ 石油ストーブ、ガスストーブの使用は特に注意する

### 家庭に防火のくふうを

▼ 火災から生命、財産を守るために火を使う場所の周囲は不燃性のものに改善したり、万一にそなえ避難方法を研究しておきましょう。  
▼ 火を使う場所の周囲は燃え

ないようにする  
▼ 器具は常に手入れをしてから使う

### 家庭と町に防火の体制

▼ 火災を小さいうちに消すために家族や隣り近所の人達で協力して消火すると同時に、一一九番へ早く通報する。また地震のときはまず使用中の火を消し、電気のスイッチを必ずず切りましょう。  
▼ ふだんから消火の準備をしておく。(バケツ一杯のくみ置きなど)  
▼ 家族で防災会議を開き非常時にそなえ話し合っておく

### 火災からいのちを守る

▼ 今年の火災は焼死者が多く出ていますが、福生町でもいままで六人が焼死しています。ふだんからつぎの点を心得ておきましょう。  
▼ 老人や子どもなどはすぐ逃げられるところに寝かす  
▼ 寝室が二階以上の家では避難方法をふだんからよく考えておく  
▼ からのたの不自由な人やこ

### 火事になつたらあわてずに一一九番へ通報

▼ もを残して外出しない  
▼ 火事が発生し、外へ逃げたらふたたび物をとりに戻らない  
▼ 逃げ遅れた人がいたらすぐ現場の消防団員に知らせる

火災のとき一番大切なことはあわてないことです。そして一番危険なことは一人でも消そうとすることです。  
火災が発生したら、まず一一九番へ通報し、火災の場所と主な目標物と何が燃えているかをあわてずにはっきりと知らせてください。  
不明確の通報では、消防車の出動がおくることがあります。



# 児童手当受付中

## 該当者はお早やめに請求を

東京都及び町では現在児童手当を受付中です。この手当は他の公的年金、手当などの給付を受けている方でも支給されます。なお、2月28日までに申請した方は12月1日に申請があったものと見なし、手当を支給します。

### 一般児童手当

義務教育終了前の児童を三人以上扶養している家庭の三人目からの児童（一人月額三〇〇〇円）

### 障害児手当

20才未満の方で、愛の手帳1・2・3度の精神薄弱児及び身体障害者手帳1・2級の身体障害者児また脳性麻痺または進行性筋萎縮の方（一人月額五〇〇〇円）

### 遺児手当

なお、一般児童手当に該当する児童が障害児、遺児であるとき、また障害児手当に該当する児童が遺児であるときはそれぞれ加算して支給されます。

つぎに該当する義務教育終了前の児童

- (1) 父もしくは母が死亡したは廃疾の状態にある児童
- (2) 父母が離婚した児童
- (3) 父または母が一年以上生死不明である児童
- (4) 父または母に一年以上遺棄された児童
- (5) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- (6) 母が婚姻によらないで懐胎した児童（一人月額三〇〇〇円）

### 支給の停止

保護者の町民税の所得割額が年一万五千円以上（父母がともに働いているときはその合算額）課せられているときは、その年度中は支給を停止します。

### 請求の手続き

手当を申請しようとする方は、民生課にある児童手当受給資格認定申請書に つぎの書類を添えて申出ください。

- 1、町民税の額を証する書類（課税証明書）
- 2、障害児の手当を申請する場合 は愛の手帳または身体障害者手帳
- 3、遺児手当

他区市町村に本籍のある方は戸籍謄本などその事実を明らかにすることができる書類  
なお、詳しいことは、民生課福祉係へお問い合わせください。  
電話 15111（内線236）

### 森田多三郎氏が

福祉センター備品費に  
十万円を寄附

前福生町福寿会連合会長だった森田多三郎氏（福生町熊川七三六72才）は、「わたしの連合会長当時からの念願がかなってこんな嬉しいことはありません。このお金を備品購入の一部に使用してください」と、福生町社会福祉協議会に十万円を寄附されました。

## 建設のひびき

現在着工中の工事はつぎのとおりです。

- ◎ 4小体育館建設工事  
工費 2,150万円 完成は昭和45年3月20日
- ◎ 第3小学校増築工事  
工費 610万円 完成は昭和45年2月28日
- ◎ 横田基地周辺排水路工事（下河原地区）  
工費 2,720万円 完成は昭和45年3月31日
- ◎ 2・2・2街路建設工事（福生駅東口前～福生病院）  
工費 1,930万円 完成は昭和45年3月31日
- ◎ 福祉センター建設工事  
工費 1億1,795万円 完成昭和45年6月末日

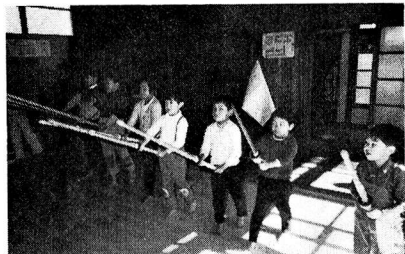


## 陸上自衛隊により総合運動場の整地はじまる

産業、貿易、文化、みんな国の繁栄にとって大切ですが、国民の生命と財産、国土と国の平和を守ることほ他のなにもにもまして重要なことです。その一環として、かねてから町で依頼していました福生町熊川南地区の多摩川河川敷の整地工事が1月19日から陸上自衛隊朝霧駐とん建設大隊によりはじめられました。

作業隊長以下20名の隊員は2月25日まで毎日大型ブルドーザー3台で面積約53,000m<sup>2</sup>の整地にとりかかっています。

今後町ではここを財政計画にあわせ、野球場、バレーコート、テニスコートなどを含む総合運動場や野鳥も住める自然を生かした公園にする計画です。



## 福生町剣道クラブ練習開始

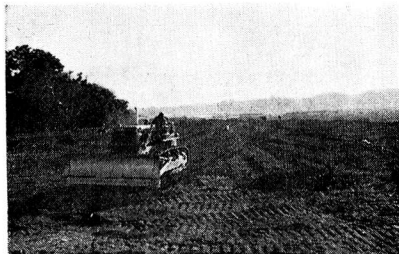
参加希望者はお出かけください

エイ、ヤー、オメン、元気な豆剣士の声  
が武道館にひびきわたる。福生町剣道クラブ



では1月21日から、町内の剣道愛好者とともに剣道をみんなのものにし、心身の鍛錬に役立てようと福生町武道館で練習を開始しました。みなさん、剣道は身心のたねんに最適です。つぎにより練習をおこなっておりますので参加希望者は開始時刻に武道館（福生町公益賀裏裏）へお出かけください。

- 小学生未満 木 午後7時～7時30分、日 午前9時～10時
- 小・中学生 月水木金 午後7時～8時、日 午前10時～11時
- 高校・一般 月水木金 午後8時～9時、日 午前11時～12時



# 町内の小中学生の 就学費援助のお知らせ

明日の日本を背負う児童や生徒は、家庭生活のよい悪いにかかわらず平等に教育を受けられる権利があります。ご家庭によって、たまたま不幸が重なって生活が苦にならないこともあると思います。希望されたご家庭については、その地区の民生委員さんのご意見等もお聞きして参考にし、ご援助させていただきます。ご援助が苦しいご家庭のお子さんに、十分ではありませんが、学用品の代金や修学旅行費、学校給食費などについてご援助させていただきます。ご希望の方は、学校に相談されるか福生町教育委員会教育課学務係（電話511511内線206）までお問い合わせください。

## 福生町育英資金の 受給者募集

福生町育英会では、優秀な生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、つぎのとおり育英資金の給付をおこないます。

**受給資格**

一、福生町に引き続き3年以上居住している世帯主の家族で、経済的理由により修学が困難な者

## 連合国占領軍等により 人身被害を受けた者に 対する給付金請求は 2月27日まで

昭和20年8月15日から昭和27年

二、学業、性質、行状とも優良な本年度中学校卒業者在学する学校長から推せんされた者

三、世帯主が町税を完納していること

**申込方法**

中学校をとおしてこない、つぎの書類を必要とします。

一、学校長の推せん書

二、願書

申込へ切

3月31日 なお給付額は月額一〇〇〇円で返済の必要はありません。詳しいことは福生町教育委員会へお問い合わせください。

4月28日までの占領期間中に日本国内で連合国占領軍の軍人軍属などによる交通事故や暴行その他の不法行為のため、けがをしたり、病気がなったり、けがを死んだりした人の遺族には給付金が支給されます。この請求は今年の2月27日までとなっておりますので、該当者でまだ請求されていない方は至急手続きをしてください。

**請求先**

横田防衛施設事務所  
福生町福生二二三八（第三小学校裏）  
電話 5113629

**たばこは  
町内で買い  
ましょう**

**くらしのメモ**

今年の立春は四日。暦の上には春がきてても、まだまだ寒さはきびしく冷い北西風が吹きあれます。風邪などにとりつかれないよう冬の終りのこの月を元気に過しましょう。昔から2月は逃げる月といわれあつという間に日がたつてしまします。また各家庭では出費が多くなり収入が少ない月です。家事は手ざわよくしてむだのないようにしましょう。

進学をひかえたお子さんのある家庭では、いろいろと大変であると思います。いちばん大切なことは家族全部が暖い気持ちで見守ってやることです。

進学するお子さんは不安感におちいりがちです。はたこのものがベースにまぎこまれないよう心がけましょう。

# 募金総額は 993,216円

ご協力ありがとうございました

昨年の歳末たすけあい運動は、みなさんの温いご協力により多額の募金をいただき、民生委員協議会で協議のうえ、町内のめぐまれない方に配分いたしましたので、ここに報告と合せて厚くお礼申しあげます。

## 募金内訳

地区名	金額
南地区	26,029円
内武蔵	11,280
富士	15,880
福見	41,430
福鍋	15,949
熊牛	42,680
牛原	41,900
志谷	41,800
志谷	21,000
志谷	42,230
志谷	29,050
志谷	17,030
志谷	49,550
志谷	19,080
志谷	13,680
志谷	389,000
志谷	27,200
志谷	11,700
志谷	10,300
志谷	36,200
志谷	13,600
志谷	48,500
志谷	43,800

寄附者名	金額
福生米穀組合	106,000円
小島広吉氏	45,000
福生画廊氏	37,789
福生協議員一同	24,000
聖愛幼稚園	20,726
多摩幼稚園	18,728
森山節子氏	14,222
福生牛乳組合	10,000
森田正作氏	10,000
福生町役場職員有志	8,838
福生幼稚園	6,500
塩谷製作所社員有志	4,080
福生ボーイスカウト	4,087
大沢朝吉氏	3,316
モトムシび会	2,592
鈴木智恵子氏	2,000
鈴木智恵子氏	1,000

配分	金額
生活保護世帯	369,000円
要保護世帯	177,000
単身施設収容者	166,000
年末年始給付	140,000
児童施設プレゼント	55,500
協力員事務費	47,200
募金説明会費	14,546
募金用消耗品	9,399
送金用切手代	1,765
災害援護費へ充当	12,806